

NEW TOPICS

◆育児・介護休業法が改正されます
～平成29年1月1日施行～◆

介護しながら働く方や、有期契約労働者の方が育児休業・介護休業を取得しやすくなるように改正され、平成29年1月1日に施行されます(③のみ平成28年8月1日施行)。改正のポイントをご紹介します。

【①介護休業の分割取得】

◇**現行**◇ 介護休業について、介護を必要とする家族(対象家族)1人につき、通算93日まで**原則1回**に限り取得可能

◆**改正内容**◆ 対象家族1人につき通算93日まで、**3回を上限として、介護休業を分割して**取得可能

【②介護休暇の取得単位の柔軟化】

◇**現行**◇ 介護休暇について、**1日単位**での取得

◆**改正内容**◆ **半日(所定労働時間の2分の1単位)**での取得が可能

【③介護休業給付金の支給率引き上げ】※平成28年8月1日より

◇**現行**◇ 介護休業開始時の賃金の**40%**

◆**改正内容**◆ **平成28年8月1日以降**に開始する介護休業から**67%**
(平成28年7月31日までに開始した介護休業は、従来通り40%を支給
平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は67%を支給)

【④有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和】

◇**現行**◇ 以下の要件を満たす場合に育児休業の取得が可能

- [1]申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- [2]子が**1歳になった後も雇用継続の見込みがあること**
- [3]子が**2歳**になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く

◆**改正内容**◆ 以下の要件に緩和

- [1]申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- [2]子が**1歳6ヶ月**になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

【⑤子の看護休暇の取得単位の柔軟化】

◇**現行**◇ 子の看護休暇について**1日単位**での取得

◆**改正内容**◆ **半日(所定労働時間の2分の1単位)**での取得が可能

【⑥いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設】

◇**現行**◇ **事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い**は禁止

◆**改正内容**◆

- 上記に加え、**上司・同僚からの**、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラなど)を防止する措置を講じることを**事業主へ新たに義務付け**
- 派遣労働者の派遣先にも以下を適用
 - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

◆最低賃金額が過去最大となる
全国平均24円引き上げへ◆

7月26日、厚生労働大臣の諮問機関「中央最低賃金審議会」の小委員会は、平成28年度の最低賃金の目安となる額について、**全国平均で24円引き上げ**ることを決めました。最低賃金が時給で示されるようになった平成14年度以降で最大の上げ幅だった前年度の18円を6円上回り、過去最大を更新しました。

「時給1,000円」の実現を目指している政府は、「毎年3%程度をめぐりとして引き上げる」との目標を掲げてきましたが、審議会の決めた目安額は実質的に政府方針の3%に沿う形となりました。目安通り引き上げられれば、全国平均で最低賃金の時給は初めて800円を超えて822円となります。現在の最低賃金が最も高い東京は932円、沖縄、高知、鳥取、宮崎の最も低い4県は714円となり、全ての地域で初めて時給が700円を超えることとなります。

今後、都道府県ごとの最低賃金審議会が目安額をベースにそれぞれの新しい最低賃金額を決め10月頃から適用される予定です。

詳細は決定次第改めてお知らせ致します。特に、アルバイト等の非正規雇用労働者の賃金額について、今のうちから対応策を検討しておきましょう。

8月の社会保険と労務

◇社会保険料翌月引きの会社は、4月昇給(降給)者で7月の社会保険報酬月額変更届の該当者については、8月支給給与から社会保険料控除額を変更して下さい。

【お断り】この欄は、相談顧問契約のお客様を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

編集後記

政府が育児休業を最長2年まで延長する方針を固めました。保育所に子供を預けられない親が育児休業を長く取得できるようにすることで、待機児童の解消を目指すとのことです。

息子を保育所に預ける親として、保育所不足や保育士の待遇改善等、色々と考えさせられます。今後の動向に注視していきたいと思えます。(田中)



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-9-4 ODAビル7階

TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672

E-mail: tsukue_sr@tsukue-partners.com

<http://www.tsukue-partners.com/>